

鈴鹿市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月22日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第7号

鈴鹿市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鈴鹿市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年鈴鹿市規則
第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改正する。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第2条 この規則における用語の意義は、法 に定めのあるもののほか、次の各号に定め るところによる。 （1） 略 （2） 審査機関 <u>建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律（平成27年法律 第53号）第15条第1項に規定する登録建 築物エネルギー消費性能判定機関</u>をい う。 （3） 低炭素化の基準 <u>建築物のエネルギ ー消費性能の向上の一層の促進その他の 建築物の低炭素化の促進のために誘導す べき基準</u>（平成24年経済産業省・国土交通 省・環境省告示第119号）をいう。 （4）～（6） 略	（用語の定義） 第2条 この規則における用語の意義は、法 に定めのあるもののほか、次の各号に定め るところによる。 （1） 略 （2） 審査機関 <u>鈴鹿市手数料条例（平成 12年鈴鹿市条例第17号）別表第7の規定 により市長が定める機関</u>をいう。 （3） 低炭素化の基準 <u>建築物に係るエネ ルギーの使用の合理化の一層の促進その 他の建築物の低炭素化の促進のために誘 導すべき基準</u>（平成24年経済産業省・国土 交通省・環境省告示第119号）をいう。 （4）～（6） 略

(添付図書)

第7条 省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 次の表の左欄に掲げる場合に並び、それぞれ同表の右欄に掲げる図書

ア 略	略
イ 認定申請に係る建築物が、 <u>品確法</u> 第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
ウ～キ 略	略

(3)・(4) 略

2 略

第6号様式（第12条関係）

(表)

略

氏 名

略

(添付図書)

第7条 省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 次の表の左欄に掲げる場合に並び、それぞれ同表の右欄に掲げる図書

ア 略	略
イ 認定申請に係る建築物が、 <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）</u> 第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
ウ～キ 略	略

(3)・(4) 略

2 略

第6号様式（第12条関係）

(表)

略

氏 名

略

印

第2条 鈴鹿市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第2条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 審査機関 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。 (3)～(6) 略	(用語の定義) 第2条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 審査機関 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。 (3)～(6) 略

附 則

この規則中第1条の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。